

議事録第10号

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月10日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I .
リガチョフ E. K .
ヴォロトニコフ V. I .
チェブリコフ V. M .

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I .
ソコロフ S. L .

ソ連共産党中央委員会書記

同志 ヤコブレフ A. N .

ソ連内務相

同志 グラソフ A. V .

会議招致出席者：

ソ連閣僚会議副議長 [副首相]

同志 バタリン Yu. P .
シチェルピナ B. E .

ソ連電力エネルギー相

同志 マイオレツ A. I .

対外貿易相

同志 アリストフ B. I .

国防省第1次官

同志 アフロメエフ S. F .

中規模機械製作省第1次官

同志 メシコフ A. G .
ペトロシヤンツ A. M .

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァリョフ A. G .

ソ連保健省第1次官

同志 シチェーピン O. P .

国家水文気象委員会第1副委員長 [副議長]

同志 セドゥノフ Yu. S .

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部長

同志 ヤストレボフ I. P .

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部次長

同志 フロルィシェフ V. M .

ソ連電力エネルギー省全ソ生産公団

「ソユザトムエネルゴ」理事長

同志 ヴェレテンニコフ G. A .

1. ソ連ヨーロッパ部の放射線状況について

ソ連ヨーロッパ部地域の放射線状況に大きな変化はないとの、セドゥノフ同志の報告を了解。キエフの放射線レベルは、毎時0.32ミリレントゲンまで低下。国家水文気象委員会は、キエフの降水を防止する気象対策のため5月11日より航空機 [複数] を導入する決定を採用。IAEAへの (ソ連原子力安全監督局経由による) ソ連西部国境沿いの地点6ヶ所とチェルノブイリ原発から70キロメートル地点1ヶ所の放射線レベルに関するデータの提供を実行。

政府発表の中で上記各地点、さらにキエフの放射線レベルに関するデータを公表する事は妥当と認める。

国家水文気象委員会に対し、委員会各小部隊への必要機材の追加配備に関する政府決定案を準備す

るよう委任する。

セドゥノフ、アフロメエフ両同志は、監視期間の気象条件を考慮して、ツアー、オリョール、ブリャンスク、カルーガ各州〔訳注：いずれもロシア〕の一連の地区で放射能汚染度が上昇した理由を分析する義務を負う。結果については、1986年5月11日に報告される。

2．事故被災患者の入院、治療について

この2昼夜間に子ども2630人を含む、4019人が入院との、シチーピン同志の報告を了解。739名が退院。入院治療中の患者総数は、8695人であり、うち子ども26人を含む238人が、放射線被曝症の診断。

この1昼夜に2名が死亡、33名が重体。事故による死者は、5名となる。

ウクライナ・ソビエト社会主義共和国及びベロルシア・ソビエト社会主義共和国からモスクワに到着した人々の入院並びに放射能除染に関する問題が解決。

ソ連国家農工委員会（ムラホフスキー同志）に対し、放射線レベル上昇地区産食料品のモスクワへの配送を停止させ、この指示の遵守状況を監督するよう委任する。

3．除染作業の進行状況について

この問題に関するアフロメエフ同志の報告を了解。

アフロメエフ同志に対し、国産品を基本に除染用吸着性エマルジョンの使用を拡大するための措置を講じるよう委任する。同等のエマルジョンのフランスでの買い付けは、20トンに限定する。

4．政府発表について

次回政府定例発表のテキストを承認。その中に、IAEAに情報が提供される各地区の放射線レベルに関するデータ、さらにキエフのデータを含める。

5．チェルノブイリ原発での事故処理作業の進行状況について

現在、基本的な努力は、原子力発電所敷地内の放射線発生源〔複数〕の無害化処理に注がれているとの、シラエフ同志の報告を了解。原子炉プラントの基礎プレートの下に冷却パイプを敷設する作業が行われており、5月11日にこのパイプを使って液体窒素が流入される予定。4号炉発電ユニットの貯蔵プール内にある、使用済み燃料集合体の冷却システムの停止に伴ない、このプールの温度状況を正常化させるための措置がとりまとめられている。

アリストフ同志に対し、これまでに外国で購入された遠隔操縦機材のチェルノブイリ原発への配送に備え、そのリストアップを行うよう委任する。

マイオレツ同志は、1986年5月11日チェルノブイリ原発へ空路赴き、ソ連電力エネルギー省小部隊が行う作業の的確な実行を保障するための措置、さらに4号炉発電ユニットの埋設処理計画の準備に向けた措置を講じる義務を負う。

事故原因調査委員会の作業に参加させるため、レガソフ、シャシャリン両同志をモスクワに招致するとのシチェルピナ同志の提案に同意する。

5〔訳注：ママ〕．破壊原子炉ユニットの埋葬処理プロジェクトの立案について。

この問題に関するマイオレツ、バタリン両同志の報告を了解。計画のとりまとめを最大限加速する

ことが必要不可欠との認識に立つこととする。

バタリン、マイオレツ両同志に対し、当特別作業班の承認のため事故処理作業日程をとりまとめ、提出するよう委任する（プロジェクトの立案、敷地および施設の除染作業基本諸段階の実行、破壊原子炉ユニットの埋設処理など）。建造される施設類の不均衡沈下の防止、その冷却、発電所3号炉発電ユニットの完全性維持の面に特別の注意を払う。

破壊原子炉ユニットの埋設処理プロジェクトの立案指導をバタリン同志に委ねる。

6. チェルノブイリ原発第1及び第2、第3号炉発電ユニットの安全性の保障、並びにその他原子力発電所の操業安全性向上に向けた一連の措置について

ソ連電力エネルギー省の次の取り組みに関するマイオレツ同志の報告を了解する。防火対策、独立した炉心冷却系の取付け、自家用電力の供給の問題を含め、チェルノブイリ原発第1及び第2、第3号炉発電ユニット原子炉プラントの状態に対する監視制御の確保がはかられている。

チェルノブイリ原発での事故を考慮し、他の全原子力発電所の安全性を保障するための対策、及びその労働集団の規則・規律を強化する措置が実行されている。

ソ連閣僚会議総務局 総務課 2 印

N. ルィシコフ